

(平成23.12.22)

平成23年度特別研究会(第7回, 複雑困難訴訟)

研究問題

共同研究

「民事裁判の現代社会における役割」

—1月26日(木) 使用—

目 次

第 1 問

1	提出問題 1	1
	提出問題 2	2
	提出問題 3	4
2	提出問題 4	5
3	提出問題 5	6
4	提出問題 6	7
	提出問題 7	8

第 2 問

1	提出問題 8	9
	提出問題 9	10
2	提出問題 10	11
3	提出問題 11	12

第 3 問

1 (1)	提出問題 12	14
(2)	提出問題 13	15
2 (1)	提出問題 14	16
	提出問題 15	17
	提出問題 16	18
	提出問題 17	19
	提出問題 18	20
	提出問題 19	21
	提出問題 20	22
(2)	提出問題 21	23
	提出問題 22	24
	提出問題 23	25

第 4 問

1	提出問題 24	26
	提出問題 25	27
	提出問題 26	28
	提出問題 27	29

	提出問題 2 8	3 0
2	提出問題 2 9	3 1
	提出問題 3 0	3 2
	提出問題 3 1	3 3
3	提出問題 3 2	3 4
	提出問題 3 3	3 5
	提出問題 3 4	3 6

第1問 原発関連訴訟にかかわる問題

第1問1関係

【提出問題1】

(提出問題)

原子力発電所のように、先進的科学技术を用いているが、その制御ができなくなった場合の危険性が極めて高い施設に関し、その設置等を許可する際の安全審査の適法性が争われる訴訟において、裁判所の採るべき判断枠組みやその審査密度についてどのように考えるべきか。

(提出理由)

上記のような施設の設置許可における安全性審査の適否に関しては、その専門技術的裁量等を考慮し、裁量統制型の司法審査手法が採られてきたところである。しかし、東日本大震災に伴う福島第一原発事故等の経験に鑑み、社会的には、実体的判断代置型の司法審査をすべきであるとか、審査密度を高めるべきであるという声が高まっている。そこで、この機会に、従前の判断枠組みや審査密度について再検討しておく必要があると思われる。

(意見)

伊方原発訴訟等において最高裁判例が示した判断手法は、安全性審査が、将来予測事項を含む多方面の科学的、専門技術的知見を結集した総合判断であること等を考慮して、裁量統制型の司法審査の枠組みを採るというものであり、これは、安全性審査に係る法令が、施設の社会的有用性との関係で我が国の社会がどの程度の危険性であれば許容するのかという観点も踏まえて策定されたことをも考慮したものと思われる。もっとも、一方で、行政庁の判断に不合理な点があるか否かを現在の科学技術水準に照らして検討するものとし、当該判断に不合理な点があることの主張立証責任は原告が負うとしつつも、被告が相当の根拠、資料に基づき不合理な点がないことについての主張立証を尽くさない場合は、不合理な点があることが事実上推認されるとするなど、安全性審査に関する司法審査の審査密度が低くなりすぎないための工夫もしていた。したがって、その基本的な判断枠組み自体を否定するのではなく、それを活用して十分な司法審査をするために、現在の科学技術水準に照らした検討等を慎重に行うという姿勢で臨むのが適當ではないかと考える。

【提出問題2】

(提出問題)

既存の安全性に関する基準を満たすとして原子炉の運転がされている原子力発電所の近隣に居住する個人が電力会社を被告としてその運転の差止めを求めて提起した民事訴訟において、差止めの可否を判断する場合に考慮すべき事項及び考慮の在り方等について、御意見をうかがいたい。

(提出理由)

上記のような民事訴訟においては、一般に、いわゆる人格権に基づき差止めの請求がされ、受忍限度論に従って各要素及びこれに係る事項を総合的に考慮して判断がされるものと想定されるところ、考え方の枠組み等について、概括的なりとも論点の整理をしておくのが有益であろうと考えた。

(意見)

例えば、次のような要素及びこれに係る事項等が問題となると考える。

1 差止めによる保護を求める具体的な利益の内容

①原告の生命又は健康から、②専ら精神的な意味における「平穩に日常生活を送る」利益（参考：最三小判平成22年6月29日判例タイムズ1330号89頁）まで、多様なものが挙げられようが、他にどのようなものが考えられるか。

2 侵害の有無又はそのおそれの大きさ及びそれらの立証（審査密度等）

各利益の侵害の有無等については、主張された利益の内容等のいかんに応じ、原告の居住地の原子力発電所からの距離や周辺の地形等を踏まえつつ、①当該基準の前提とする事情に照らしての当該基準の相当性、②当該基準の前提とするところを超える事態（以下「想定超事態」という。）の発生する蓋然性の程度、③想定超事態が発生した場合等に予想されるいわゆる放射線事故の内容及び程度等（事故対策の内容等も含まれよう。）といった事項が問題となるものと考えるが、他にどのような事項が対象となり得るか。

それらの事項に係る主張立証責任の分配又は事実上の立証の負担の負わせ方については、どのように考え（参考：最一小判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁（伊方原発事件））、専門的・技術的な知見に係る証拠を的確に収集するには、どのようにすべきか。

また、例えば放射線被ばくによる健康への影響のように、過去の事故等を対象に疫学的調査等がなお継続してされているものもあるが、訴訟上の因果関係

等の証明の有無の判断に当たって（参考：最二小判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁（ルンバールショック事件）），そのようないわば途中経過的な性質を含む資料に係る情報の証拠としての評価等をどのようにすべきか。

3 原子力発電所の公共性ないし公益上の必要性の評価等

差止請求における上記の要素の評価等については、損害賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかにつき考慮する場合とは、「各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違がある」（最二小判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁（国道43号事件の住民側上告事件））とされる。

その上で、上記の要素の評価等に当たっては、①原告及びその周辺の住民が当該原子炉の運転により日常生活等において受けている便益の内容及び程度等のほか、②他の地域の個人又は法人等に当該原子炉の運転により提供される便益の内容及び程度等や、③当該便益の提供に当たる他の施設の有無等、④原告以外の個人又は法人等に同種の被害が及ぶおそれの程度等をも踏まえた上での被害の防止に関する措置の内容及び効果等も考慮されるところであるが、他にどのような事項が考慮の対象となり得るか。

【提出問題3】

(提出問題)

電力会社に対し発電用原子炉施設（原発）の運転の差止めを求める民事訴訟事件及び仮処分命令申立事件において考慮すべき事項について

(提出理由)

東日本大震災による福島第1原発事故を契機として、原発の安全性が国民の重大な関心事となり、この種の訴訟等も提起されているようであるが、この種の事件は、社会的影響が極めて大きい上、高度の技術的、専門的事項が争われ、判断も困難であることから、裁判所の審理及び判断のあり方が大きな問題となる。

(意見)

- 1 原発の安全性に関わる資料を保持しているのがもっぱら被告（債務者）であることから、立証責任をどのように考えるかが問題となるが（仙台地判平成6年1月31日判時1482号3頁，最判平成4年10月29日民集46巻7号174頁参照），「証拠の偏在」のみから私企業を行政庁と同様に位置づけることができるかは問題といえなくもない。ただ、いずれにしても、被告（債務者）において、東日本大震災及び福島第1原発事故により現実化した原発の問題点に関し、相当の資料をもって安全性の立証をする必要があると解することになるか。
- 2 専門的、技術的な問題に関しては、当事者双方が同意できる専門委員（鑑定人）を選任することは容易ではないと思われることから、基本的に、当事者の提出した主張及び証拠等に基づいて検討することにならざるを得ないことも予想される。釈明処分（民訴151I②，民保9）として被告（債務者）の技術者による説明を受けることが考えられるほか、民事訴訟においては、文書提出命令の申立てや、専門家の証人尋問の申出がされる場合もあろう。
- 3 仮処分命令申立事件についていえば、一般に、保全の必要性の判断においては、仮処分によって債務者に生ずる損害を考慮すべきものとされているところ、差止めを認めた場合の債務者の財産的損害が巨額に上ることが予測される時、これをどのように考慮するかが問題となろうか。

第1問2関係

【提出問題4】

(提出問題)

東日本大震災による福島原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）を踏まえ、原子力発電所の安全性を巡る行政訴訟等の審理に関し、次の各事項についてどのように考えるべきか。

- 1 今後どのような類型の訴訟が考えられるか。訴訟類型に応じて審理上留意すべき点はないか。
- 2 本件事故を踏まえ、原子炉設置許可処分取消訴訟等の原告適格や安全性の判断方法等について、改めて検討すべき点はないか。その際、原子力安全委員会等の規制行政庁に対する一定の信頼の低下はどのように考慮されるべきか。
- 3 審理に当たり、裁判所による専門的知見（とりわけ、本件事故等により得られた新たな専門的知見）の獲得や同種事件の係属裁判所間での情報共有等のため、考えられる方策等はないか。

参考判例

最判平成17年5月30日・民集59巻4号671頁

最判平成4年10月29日・民集46巻7号1174頁

最判平成4年9月22日・民集46巻6号571頁

(提出理由)

本件事故を巡っては、これまでの裁判所の安全審査の在り方等についても議論がされており、今後様々な訴訟も予想されるので、この機会に意見をうかがいたい。

(意見)

①訴訟類型については差止訴訟や仮の救済等も考えられ、早期に判断を迫られる事件も出てくるように思われる。②また、放射能汚染の広がりや安全審査での想定事項等、本件事故を踏まえ従来の判断枠組みを再検討する必要があると思われる。③さらに、専門委員等の活用や係属裁判所間での情報共有のための方策等、裁判所の専門的知見獲得のための方策が考えられるのではないだろうか。

第1問3関係

【提出問題5】

(提出問題)

原告が国の政策変更を目指して訴訟を提起している場合に、国が自ら政策変更を検討するなどしており、その方針が十分固まっていないために、被告である国や国の許認可を受けている企業において、その主張、立証を控えたり、抽象的にしか行わず、審理が円滑に進まないときに、効果的な訴訟運営の方策はないか。

(提出理由)

福島第一原発の事故を受けて、国においては、規制行政庁の組織再編や審査基準の見直し等が議論されており、現時点では、原子力発電政策に関する国のスタンスが揺らいでいるようにも見えるところ、被告の応訴方針が定まらず、審理、判断の基礎となる資料が提出されないため、議論も深化せず、訴訟運営が困難になることも想定される。このような場合、裁判所としては、どのような姿勢で、どのような点に留意して審理運営を行うべきか。

(意見)

上記のような事情から被告の応訴方針が定まらない場合でも、まずは基礎資料を被告に整理・提出してもらうようにして、原告との議論を重ねながら、問題点を整理していくしかないのではなかろうか。

第1問4関係

【提出問題6】

(提出問題)

原子力発電所の周辺住民等が原子炉の運転等の差止めを求める民事訴訟において、裁判所は、原子炉施設の安全性を審理判断するに当たり、専門的・科学的知見をどのような方法により取り入れていくべきか。また、その際に留意すべき点は何か。

(提出理由)

いわゆる原発訴訟は、高度な専門的・科学的知見を必要とする「科学裁判」であるとともに、その判断が当事者だけではなく国民全体の利害に関わるという点で現代型訴訟の典型といえるものである。原子炉施設の安全性に関する問題は、「トランス・サイエンス」の問題（科学に問うことはできるが、科学だけでは答えの出せない問題）といわれており、科学的知見だけで結論が出せるものではないが、十分な科学的知見が適正な判断のために必須であることはいうまでもない。そのため、裁判所は、専門的・科学的知見をどのような方法により取り入れていくかが問題となる。原子力発電の是非を巡っては、専門家の間でも基本的立場ないし価値観の対立があるところであり、どのようにして中立公平な専門家を確保することができるのかを検討しなければならない。福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子炉施設の安全性に関する司法審査の在り方が注目されている中で、上記のような問題意識から、本問を提出した。

(意見)

専門的・科学的知見を取り入れる方法としては、当事者双方が提出する専門家の意見書（私的鑑定書）や専門家証人の尋問がまず考えられるが、これらは、当事者が提出するものであるゆえに、当事者の一方に有利な内容のものとなることは避けられない。より中立公平な立場からの専門的・科学的知見の獲得方法としては、鑑定が考えられる。原子炉施設の安全性に関する鑑定については、専門家の間でも、科学的評価や将来予測に関して見解が分かれる問題であることを考慮し、複数の鑑定人による共同鑑定が望ましいであろう。なお、鑑定人の選任に当たっては、当事者の協力が重要であり、その働きかけも必要となるほか、関係学会の協力が得られるよう、司法行政上のサポートも検討されてよいのではないかと考える。

【提出問題7】

(提出問題)

原発民事差止訴訟のように、専門的、技術的事項が多く含まれ、かつ、社会的耳目を集めて訴訟運営に神経を使う類型の訴訟において、早期の段階で、審理の前提となるレベルの専門的知識を習得するための工夫について

(提出理由)

高度の専門的知識を必要とする類型の訴訟について適切な争点整理を行うためには、訴訟の早期の段階から審理の前提となるレベルの専門的知識の理解・習得が必要となるが、その方法は、どのようなものが効率的か。また、訴訟運営のあり方として、どのような点に留意をすべきか。

(意見)

審理の前提となるレベルの専門知識について、早期に文献(詳しい証拠説明書を添えて)の提出を求めた上で、口頭で説明を受ける機会を設けるのが効率的であると思われる。

その際、法廷の雰囲気(当事者の対立状況等)によっては、実質的なやり取りを法廷内で行うことが困難な状況も想定され、期日外の説明会のような方式も考えられるが、逆に、非公式な方式での開催に拒否的な態度を示される可能性も否定できない。

まずは、訴訟進行一般について、進行協議期日等の期日外での双方代理人との打合せの機会を設け、その中で、審理の前提となるレベルの専門知識の習得の点につき、協力を要請し、その方法を協議することになるか。

第2問 公の事業又は営造物についての運営の継続又は停止をめぐって複数の訴訟が行われているもの（諫早湾開門請求訴訟等）にかかわる問題

第2問1関係

【提出問題8】

（提出問題）

社会の耳目を集める論点が共通の複数の訴訟において、裁判所間で判断が矛盾することによる批判に対し、裁判所として考えるべきことはあるか。

（提出理由）

国民の関心が高まっている複数の共通の論点の訴訟で、裁判所間で真つ向から異なる判断が出されることもまれではない。諫早湾の堤防排水門の開門を求める訴訟の判断が分かれたことがその最近の典型的な例である。裁判である以上不可避であって驚くには値しないといえる一方で、受けてである国民からは、長期化と同様に判断の齟齬についての理解は得にくく、問題も指摘されるところである。

今後、種々の紛争が裁判所に持ち込まれ、このようなクリティカルな問題に直面することが多くなるであろうが、裁判所としてどのように考えていくべきであろうか、議論していただきたい。

（意見）

裁判体ごとの判断の相違は、法と良心にのみ拘束されるという裁判の独立が保たれている結果であるから、健全な事象と評価することができるのではあるが、裁判所に解決を求める国民の側からすれば、結論が正反対ということによって裁判所に対する不信、裁判の価値に対する不満は高まることになる。

裁判の本質にかかわる問題であり、特に個人的な考えがあるわけではないが、個々の裁判が独立しており種々の判断があり得ること、これらの判断により一層議論が深まること、そしていずれは一つに終息していくことに意義があることについて正当に理解を得られるように、何らかの形で発信していくしかないとも思われる。

他方で、個々の裁判体が、世の批判に耐えうるだけの的確な判断を適正な時期に示すことができるような外的環境が整えられることも必要と考える。全体での協議会等の実施について、異論もあり得るとは思うが、社会に影響を与える複雑困難な判断を迫られている当該裁判体が利用できる、基礎的な事象や前提事実に対する共通認識の修得のための機会や、他との自由な議論、率直な意見交換等により思考を深める機会が制度的にあってもよいのではないかと考える。

【提出問題9】

(提出問題)

社会的耳目を集め、裁判所の判断が国民に大きく影響を及ぼすような事件について、裁判所が適正な手続を進めていること、判決内容における裁判所の判断あるいは和解の勧告内容が当事者の発表あるいはマスコミによる報道などから国民に正確に伝わることで、国民ができる限り納得できるように伝わる工夫をいかにすべきか。

(提出理由)

上記態様の事件は訴訟提起段階から国民の関心が高く、国民の認識次第では裁判所に対する信頼がゆらぎかねないが、当事者の発表あるいはマスコミによる報道が必ずしも裁判所の審理・判断を正確に伝えられているとは限らず、国民に誤解を与えている事例もあるように思われることから、司法についての国民の関心が高まっているこの時期において、裁判所から国民に対する情報発信について慎重に配慮することが重要であると考えて提出した。

(意見)

マスコミなどによる報道に誤りがある場合は、当事者に働きかける、あるいは司法行政部門を通じて働きかけることで是正をはかる。

法廷における弁論、弁論準備期日その他の期日における言動は国民にも伝わることを配慮して行い、当事者に対しても正確にマスコミ・国民に伝わるよう配慮を求めるなどの努力を継続して行う。

和解の勧告内容や判決文は、国民にも報道されることを念頭におき、誤解を招かないような内容を心掛ける。

第2問2関係

【提出問題10】

(提出問題)

同一の社会的事象・原因に関する訴訟が異なる庁に複数係属する場合に、判断の矛盾・抵触を回避し、裁判に対する国民の信頼を確保するためには、裁判所として、どのような運用上の工夫や配慮が考えられるか。

(提出理由)

例えば、諫早湾の排水門の開門のように、同一の社会的事象につき異なる利害関係を有する者が各別に訴訟を提起する結果、異なる判断がされたり（開門請求を認容した福岡高裁と、棄却した長崎地裁）、矛盾・抵触する内容の請求がされる（開門の差止めを求める新訴の提起）場合には、社会的影響も大きく、各裁判の個別性というのみでは、国民の一般的理解・納得を得られにくいと思われたため。

(意見)

矛盾・抵触する内容の裁判が生じる原因としては、大きく分ければ、① 各訴訟の原告が有する権利や被侵害利益の差異から生ずる場合と、② 各訴訟における主張・立証等をはじめとする裁判の基礎となる資料の差異から生ずる場合とがある。

いずれの場合も、(1) 訴訟告知（補助参加）、併合、移送等の方法による審判の統一化、(2) 各別に係属する訴訟相互に、判断の基礎となる十分な資料が統一的に提出されるように配慮することが重要ではないかと考える。特に、上記②の関係では、上記(2)の確保が重要となり、対処としては、(a) 当事者から他の訴訟と統一的な訴訟資料を提出してもらうこと、(b) 各訴訟に相互に参加してもらうことなどが中心となるが、(c) これらが期待できない場合には、裁判所がイニシアティブをとって情報収集をして、積極的に釈明をしていくような運用の在り方も、今後は検討を要するのではないかと考える。

なお、上記①の理由から結論が異ならざるを得ない場合に、裁判体が異なるために判断にバラつきが生じたとの誤解が生ずるのを避けるため、より積極的に広報・対外説明をしていくことも、今後はさらに重要度が高まっていくのではないかと考える。

第2問3関係

【提出問題11】

(提出問題)

改正行訴法の下において、公共事業等を争う訴訟のあり方を再検討する必要はないか。

(提出理由)

意見と同じ。

(意見)

いわゆる諫早湾開門訴訟に関しては、5年間の開門を命じる佐賀地裁判決（平成20年6月）が出された後、福岡高裁の控訴棄却判決（平成22年12月）、国による上告断念という経緯を経て、判決が確定した一方で、本年6月には、長崎地裁において、ほぼ同旨の請求につき、請求を棄却する判決が出された。この結果、仮に、長崎地裁判決が控訴審、上告審において維持されることになれば、同一内容の請求について、正反対の結論の判決がいずれも確定するという事態が出現することになる。このような事態を招いた直接的な原因は、国による上告断念という対応にあったとしても、一定の結論に基づく判決が確定した後もなお、それと真っ向から対立する判決が出されることが、国民から奇異の念をもって受け止められる可能性があることは否定できないであろう。

ところで、このような事態が生じたのは、訴訟が民事訴訟という形で争われたためであったということもできる。すなわち、この訴訟が、行政訴訟としての取消訴訟という形で争われていれば、別々の裁判所に提起された訴訟を、関連訴訟の移送（行訴法13条5号）という形で、特定の裁判所に集約することが可能であったであろうし、取消判決が確定した場合には、取消判決の対世効（行訴法32条）によって、判断の矛盾、牴触を避けることも可能であったと思われるからである。

公共事業等を争う訴訟の訴訟形式については、大阪空港事件最高裁判決が、民事訴訟という訴訟形式を不適法とする判断を示したものの、行政訴訟としての適切な訴訟形式が見いだせなかったこともあって、民事訴訟が不適法とされる場面は限られ、ほとんどの公共事業は民事訴訟によって争われているのが現状である。しかし、それぞれの場面や紛争の内容に応じて、それにふさわしい訴訟形式を選択するという志向性を有していると思われる改正行訴法の下においては、改めて、公共事業を争うのにふさわしい訴訟形式は何かという点を検討し直してみても良いのではないかと思われる。

もちろん、公共事業等を行政訴訟（特に、取消訴訟）という形で争わせるということは、出訴期間、審査請求前置、処分性、原告適格等といった訴訟要件を満たすことを要求するということを意味するので、単なる訴訟形式論にはとどまらず、公共事業に関する意思決定手続をどのように構成していくか、その中で、利害関係を有する国民らをどのように位置付けていくかなどといった行政過程論等をも視野に入れた検討が必要になってくるし、裁判所限りでは結論を出すことができない問題に発展していく可能性もある。

そういった問題も含め、公共事業等を争うのにふさわしい訴訟形式はどのようなものか、そして、その訴訟において、裁判所は、どのような配慮をする必要があるかについて、ご意見をおうかがいしたい。

第3問 潜在的な被害者が多数存在するために一定の審理運営上の配慮が必要となると考えられる訴訟にかかわる問題

第3問1(1)関係

【提出問題12】

(提出問題)

政策形成訴訟において、包括的な和解を勧誘するに当たり、どのような点に留意すべきか。

(提出理由)

政策形成訴訟における和解は、当該事件の当事者だけではなく、当該原告と同様の状態にある多数の者に影響を与えることになるので、政策形成訴訟ではない他の損害賠償請求訴訟とは異なる面において留意すべき事項があると思料する。

(意見)

政策形成訴訟において、和解という形で、当該訴訟のみならず同様の紛争を解決するための包括的な合意を行うことは、社会的に有意義であり、現代社会における民事裁判の果たす役割のひとつであると考えられる。しかし、このような合意は、多方面に影響を与えることから、通常事件における和解とは異なる観点からもいろいろ思案すべき点があるように思う。たとえば、集団訴訟（少なくとも原告複数）として提起されることが多いと思われるが、原告全員について認容の方向での心証がある場合はともかく、原告によって心証が異なる場合に包括的な和解を勧告するのが相当なのか。また、政策形成訴訟は複数の裁判所に提起されることが少なくないが、他の裁判所に係属している事件への影響はどうか。合意の前提条件や射程範囲等を明確しないと、包括合意をすることの意味が減殺されるように思うが、そもそも和解勧誘をするか否かなども含めて各裁判所間で情報共有及び意見交換ができないものかと考える。さらに、包括合意の結果、国に制度の構築や支出をさせることになるため、国家財政への影響や他の政策との関係等の要素も検討対象とする必要があるのではなかろうか。

第3問1(2)関係

【提出問題13】

(提出問題)

B型肝炎訴訟等における政策形成訴訟における裁判所の役割

(出題理由)

B型肝炎ウイルスに感染した患者が乳幼児期に受けた集団予防接種等とウイルス感染との間の因果関係を肯定し、さらに、B型肝炎を発症した時が民法724条後段所定の除斥期間の起算点となる旨を判示した最高裁平成18年6月16日第二小法廷判決・民集60巻5号1997頁を踏まえて、平成23年6月28日、国と全国B型肝炎訴訟原告団・同弁護団は、和解により解決する旨の基本合意書を交わし、同合意の内容に従った和解を進めている。5人の原告が提起した損害賠償訴訟を通じて、全国の多数のB型肝炎ウイルス感染者に対する政策が策定された経緯を検証し、裁判所の果たした役割を分析・検討して、今後の実務の参考としたい。

(意見)

上記最高裁判決に係る訴訟事件は、札幌地方裁判所に提起されたものである。同時期に東京、大阪、福岡等の各地裁にも同種訴訟が提起されていた。係属していた訴訟（及び将来提起される同種訴訟）における争点は、①因果関係及び②除斥期間の起算点となることが見込まれたところ、各争点についての判断が各裁判所によって異なる可能性があり、最高裁による判断が待たれる状況であった。このような場合、第一審としては、各裁判所において、それぞれの立場で審理を尽くして早期に判断を示し、上級審に判断を委ねるのが相当な場合が多いと思われるが、他に方策があるかを検討したい。また、上記最高裁判決後に提起された訴訟における札幌地裁からの和解勧告を受けて、国と原告団との間で和解に向けての基本合意がされたが、合意に至る過程において、裁判所が果たした役割を検証し、その是非を検討することで、今後の実務の参考とすべきものとする。

第3問2(1)関係

【提出問題14】

(提出問題)

社会的耳目を集め、判断が政策に関わり、国民に影響するような同種の複雑・困難な損害賠償・差止請求事件が複数の裁判所に係属している場合、裁判所相互間で、情報の交換、共有はどのようにあるべきか。

(提出理由)

このような事件では、当事者は、原告側、被告側とも、各事件に共通の代理人が付き、あるいは各事件の代理人、当事者ら相互間で緊密な連絡を取りあい、共通の専門家の支援も受けていることが多い。これに対し、裁判所は合議であっても裁判官3人だけで担当し、審理運営や争点整理、判断に当たり、困難な問題に直面する。裁判所も相互に情報の交換を行うことが適切か、情報の交換を行うとすればどのような点に留意すべきか等について、ご意見を伺いたいと考え出題した。

(意見)

各裁判所は、審理の進行状況、専門知識の習得手段、専門家の確保方法等の情報を交換、共有することで、より適切で質の高い審理や判断が行うことができると考えられ、裁判所相互間で情報や意見の交換、共有をすることは望ましいと考える。新たな争点を含み、これまで審理、判断された例が少ない事案では、争点をどのように整理しているか等についての情報交換があってもよいのではないかと思う。

ただし、このような情報交換をするかどうかは、各裁判体の意向によるべきであり、意見交換の場の持ち方に注意をする必要がある。また、判断は各裁判所が決すべきことであるから、判断に関わりかねない部分についての意見交換は、慎重な対応が必要である。

【提出問題15】

(提出問題)

同種の複雑・困難な損害賠償・差止請求訴訟事件が複数の裁判所に係属しているとき、その1つの事件の審理を担当する裁判体は、他の裁判所に係属している事件の審理経過、審理予定等を知るためそれらの裁判所との間で情報の交換、情報の共有を行うことは許されるか。

(提出理由)

私の経験によると、同種の訴訟事件が複数の裁判所に係属しているとき、当事者からの報告や書証の提出により他の裁判所の審理経過、審理予定等を知ることが多い。ところで、複雑・困難な損害賠償・差止請求訴訟事件が複数の裁判所に係属しているとき、全国的な審理状況、自分が担当する事件の全体における位置付けなどを的確に認識していることが必要であると考え。そこで、心証面などの判断内容以外の事柄については、裁判体同士が情報の交換、情報の共有を行うことには合理性があるのではないかとの問題意識から出題した。

(意見)

心証面などの判断内容以外の事柄については、裁判官の独立に違反するものではないから、裁判体同士が情報の交換、情報の共有を行うことはできると考える。

【提出問題16】

(提出問題)

複雑・困難な損害賠償請求事件について、複数の裁判所に同種事件が係属している場合、裁判所間の判断の矛盾を指摘する声を裁判所はどのように受け止め、審理を行うべきか。

(提出理由)

これまでも同じような問題はあったが、裁判所によって判断が分かれることは仕方ないと考えられてきたと思う。しかし、裁判所間の判断の矛盾をこれまで以上に指摘する声が強くなるのではないかとも思われることから、この際、改めて考えてみたい。

(意見)

裁判の独立の観点、複雑・困難事件において見解が分かれうる問題について、むしろ裁判所間で矛盾するような判断が出ることは健全ともいえると考えられ、判断の矛盾は、上級審で統一すべきであろう。ただし、たとえば損害額など裁判所間である程度統一した判断になじむ事項については、統一した判断が望ましいと考える。

他方、裁判所が判断を示す前に、同種事件が係属している裁判所間で意見交換、議論をすることは、裁判の独立を侵害するものではなく、むしろ好ましいこともあると考える。この場合の方法としては、裁判の独立を侵害するのではないかとの危惧に対処するため、当該裁判所が主導的に議論の場を設定して、議論すべきであろう。

【提出問題17】

(提出問題)

同種の複雑・困難な事件が複数の裁判所に係属する場合に、訴訟の進行や和解の進め方などの手続的な問題、さらには、実体判断にわたる問題等について、裁判所間で情報交換や連携等を行うことの可否及びその方法等

(提出理由)

情報化の進展等に伴い、薬害訴訟、消費者関係訴訟等の複雑・困難な事件でも、原告側が全国弁護士、広域弁護士を組織して、全国規模で訴訟を提起する例が増加しつつあるように思われる。国が被告となるような場合には、被告側も、全国的な対応をしている。そのような中で、裁判所だけが、個別に対応しているという状況が果たして合理的か、裁判所相互の情報交換や連携を図る必要性、その際の留意点、その具体的方法、工夫すべき点、実際の経験等について、ご意見をうかがいたい。

(意見)

他の裁判所との同種事件についての情報の交換、連携は、担当する個別事案について適切、円滑に審理を進める上で有用であろう。入手情報や連携の対象が実体判断に関連する場合には、裁判の独立性との関係もあり、慎重な検討を要するものの、手続面については、上記の問題性は相対的に低く、同種訴訟で総論部分の判断が共通するような場合に証人尋問の実施について役割分担を図るなど、同種訴訟の係属する裁判所との積極的な連携、情報の交換を図ることが望ましい。和解についても、先行した裁判所での和解手続の進め方等が後行する裁判所での和解手続に事実上大きな影響を及ぼすし、和解への対応が裁判所によって区々に分かれることは、外から見た印象という点で一定の配慮を要することからすると、情報交換や相互の連携が考慮されてよい場面であると思われる。実体面については、理解・検討を深めるという意味では、同じ問題について頭を悩ませている別の裁判所の見解を知ることが有益であるが、裁判の独立性等の問題もあり、どこまで情報交換等を行うことが許容されるのかについて、明確な答えは出せていない。

【提出問題18】

(提出問題)

全国の地裁に係属する同種事件の審理に関する情報共有について

(提出理由及び意見)

B型肝炎訴訟やC型肝炎訴訟、アスベスト訴訟など、同種事件が全国各地で多数提訴され、係属している場合において、基本的には、各地の裁判所がそれぞれ個別の判断を行うことになるが、一般に、原告側では弁護団による連携が図られ、情報共有がされており、また、被告においても一体的な対応が行われている。そのような状況下で、裁判所としても、個別の判断の前提として、類似事案の問題状況を的確に把握していることが有用となるように思われる。そのためには、当事者から様々な情報を得ることに加えて、必要に応じ、各地の裁判所間で情報を共有する方策を採ることも考えられるのではないかと考えて、出題した。

【提出問題19】

(提出問題)

同種訴訟が係属している裁判所間の連携について

(提出理由)

同種訴訟が複数の裁判所に係属する事件類型は、いわゆる政策形成訴訟のほか、広範囲の消費者被害を巡る紛争や諫早開門訴訟のように特定の国営事業について複数の当事者団体が訴訟を提起する場合など、様々である。

そして、このような訴訟類型の審理においては、総論の主張立証が極めて重要な意味を有するところ、それら主張立証は、原告団の実情に応じ、統一的な主張のもとで各裁判所において総論立証が分担して実施されるものがある一方、全くばらばらに主張立証がなされることもあり、裁判所としては、それぞれのケースに応じて個別に対応しているものと思われる。

もとより、原告団の実情が一様でない以上、裁判所の対応が上記のようなものとなるのもやむを得ない面があるが、裁判所全体としての審理を合理的に行うため、このような事件が係属した各裁判所間で必要な情報交換をフラックに行うことのできるような態勢をつくる必要もあるのではないかと考え、上記問題を提出した。

(意見)

まずは、どの裁判所に同種事件が提起され、どのような審理段階にあるのかをリアルタイムで把握できる態勢をとることが考えられる。個人的には、例えば裁判官同士の情報共有の「場」を提供していただき、そこで自然発生的に情報交換するような、緩やかな態勢が望ましいのではないかと考えている。

【提出問題20】

(提出問題)

複数の裁判所に同種の事件が係属した場合における、各係属部の情報収集の在り方

(提出理由)

複雑困難な損害賠償・差止請求訴訟が複数の地裁に提起された場合、原告（患者等）側及び被告（企業・国等）側の当事者はそれぞれ地域間のネットワークを持っている一方、裁判所間の情報交換も必要であることは古くから指摘されており、協議会方式やレファレンス・システムの構築が提唱されている。現在においても、同種事件の審理を早期に軌道に乗せるためには、他の裁判所と連携した情報収集が有用であると考えられることから出題した。

(意見)

コンピューターによるネットワーク等を通じて複数裁判所の係属部の審理運営に係る情報（審理方式、専門的知見の導入方法、人証調べの方法等）が共有化できる場所を作ること等の方策が考えられる。

第3問2(2)関係

【提出問題21】

(提出問題)

中小規模の地方裁判所に1000名を超える規模の公害や薬害等に係る損害賠償等を求める集団訴訟（各原告の個別事情も異なり、個別の因果関係や個別の損害も問題となるような事例）が係属した場合、受訴裁判所はどのように審理すべきか。また、同種事案が大規模庁等複数の裁判所にも係属している場合に、とくに考慮すべきことはないか。

(提出理由)

上記のような大規模訴訟においては、その全ての原告について判決することを考えると、医学的知見の厳しい対立や個別の損害立証等もあって、極めて多くの時間を必要とし、和解協議における基準作りも容易ではない。

大規模庁においては、ある合議体を当該事件専従するなどして集中審理を行うことも考えられるが、小規模庁においてはそのような手当は不可能である。

上記のような大規模訴訟においては、これまでに様々な工夫がなされてきており、また、民事訴訟法においても一部手当がなされたが、それでも個々の裁判所における対応には限界があり、今後を見据えた発想の転換も必要ではないかと考えて出題した。

(意見)

上記のような大規模訴訟においては、鑑定等によって専門的知見を得ることは極めて困難であり、原告側、被告側から提出される書証等による判断を求められることになり、複数庁に係属した場合、それぞれの判断が分かれる可能性もある。裁判の独立からは当然の帰結であるものの、波及効果の大きいこの種訴訟において、それで国民の納得が得られるかどうかは問題である。

一方、裁判所全体でみると、同じ争点についての判断を重複することは、必ずしも合理的であるとはいえない。このことは被告側も同様であろう。

原告側にとっても、提訴自体を複数庁に行う意味は大きいとはいえるが、主張立証の負担からすると、どうであろうか。

このように考えると、この種訴訟においては、大規模庁における集中審理という手法も考えてよいのではないかと考える。

【提出問題22】

(提出問題)

複数（多数）の裁判所に同種事件が係属している場合に、これらを1つの庁に集約するなどの方法で、審理・判断の統一を図ることができないか。

(提出理由)

会社更生中の消費者金融会社の元会長らに対する原告多数の損害賠償請求訴訟が、多数の庁に係属している。その主要な争点は、個人の不法行為責任の有無（主に法律論）であり、事案解明に原告側の個別事情が大きく影響するものではないと考えられる。このようなタイプの事件については、1つの庁に集約するなどの方法で、審理・判断の統一を図るのが相当ではないか。

(意見)

裁判所の本来的な役割は、事実認定と法令の解釈適用であり、政策形成は付随的なものというべきである。ただし、複雑困難訴訟は、平均的な事件に比べて、争点が法令の解釈適用の問題に及ぶことが多いから、裁判所は、そこで結論を導くのに必要な範囲で新しい法解釈を展開するなどして、政策形成機能を果たすことになるであろう。そして、変化の激しい現代社会において、機動的・効率的にこうした機能を果たすため、裁判所は、複雑困難訴訟を迅速かつ計画的に進めることが強く要請されると思われる。このような観点から、一定の複雑困難訴訟の審理・判断の統一を図るのが相当と考えられる。

将来的には、①責任論については1つの庁に集約して審理し、損害論は各地に戻して地域の実情に応じた審理をすることなどは考えられないか。また、そこまでいかなくとも、現在、同種事件がどこの裁判所にあつて、審理がどこまで進んでいるかといった情報も得られない状態である。差し当たり、②主任裁判官ないし担当書記官のネットワークを構築して、タイムリーに情報交換をすることなら、すぐにできるのではないか。

【提出問題23】

(提出問題)

同一ないし同種の原因に基づく被害者の弁護団が、全国の複数の裁判所に同種事件を提訴している場合に、専門家証人の人証調べを各裁判所で個別に行うのは、社会的資源の無駄使いとなり、証人の負担も重くなるので、人証調べを効率的に行う方法はないか。

(提出理由)

弁護団が複数の裁判所に同種事件を提訴するのは、事実立証に失敗するリスクを分散しているのではなく、同一事実でも評価の分かれることにつき、複数の価値判断を得ることを目的としている場合が多いと思われるので、事実の立証活動は効率的に行い、無駄なく迅速に審理を進めるのが、相当であると思われる。

(意見)

弁護団を通じてでもよいので、複数の裁判所で分担を決めて、人証調べを行い、その結果を共有するのがよい。

人証調べの実施時期、順序をあらかじめ打ち合わせておくことが必要である。

第4問 複雑困難訴訟全般にかかわる問題

第4問1関係

【提出問題24】

(提出問題)

先端的な技術・分野の知識が判断のために必要となるような事案において、専門家の数が乏しいことなどにより、中立的な立場の専門家の確保やその協力を得ることが困難な事案への対応の方法として、運用上どのような工夫が考えられるか。

(提出理由)

先端的な技術・分野については、そもそも専門家の層が豊富とはいえない上、そのような専門家が、当事者（側）の立場にあり、あるいは、過去又は訴訟係属後に当事者の一方に協力的な立場で助言等をしている場合も多いと思われるので、中立・公正な立場の専門委員・鑑定人を確保することが困難であると思われるため。

(意見)

上記のような事案においては、まずは、当該専門分野に係る学会、大学、研究機関等への推薦依頼を行うことが考えられる。また、日本国内には適任者がそもそも存在しないような場合には、外国の学会、大学、研究機関等を視野に入れて、適任者の存在の有無等を照会することも検討に値するであろう。その場合には、外国の団体等の名称・所在等が予め判明していれば、直接に調査嘱託等を行うことも考えられるが、照会先・嘱託先自体が特定できない場合には、在外公館等を経由しての情報収集という方法も検討する必要がある。

以上の方策によって中立・公正な専門家を得られない場合には、意見書・(私的)鑑定書などの形で当事者に協力している専門家(協力者)を活用するしかない。その具体的方法としては、① 争点整理・問題点の把握のため、説明会方式で協力者に口頭で説明してもらうことや、② 双方に協力者がいる場合には、両者の協働の下に、意見の合致する部分・合致しない部分や、合致しない理由・問題の所在を整理した「共同レポート」を作成してもらうこと(なお、豪州のconcurrent evidenceにおけるjoint reportから示唆を得た。)、③ ②によって問題が絞り込めた場合には、その点に限って、内外の団体等へ鑑定嘱託を行うこと等が考えられよう。

【提出問題25】

(提出問題)

科学技術上の論点が問題となる事件において、裁判所が専門的な知見を獲得するための方策としてどのようなことが考えられるか。

(提出理由)

いわゆる専門訴訟のうち医事関係訴訟や建築関係訴訟等では、専門委員、鑑定等専門的な知見を獲得するための各種の方策が検討され、審理方式が確立されてきたものと思われる。これらの訴訟では各庁に専門委員名簿が整備され、また、その多くがいわゆる大規模訴訟ではないことから、専門委員を訴訟手続に関与させることについてのあい路は比較的少ないと思われるが、例えば原発差止訴訟のような大規模、集団訴訟で、極めて高度な科学技術上の論点が問題となる事案において、そもそも専門委員を関与させての審理方式で対応できるのか、また、中立公正な専門委員を（場合により複数）確保することができるのかといった困難な問題が予想される。また、鑑定を採用する場合における鑑定人の選任についても同様である。

(意見)

大規模訴訟、集団訴訟の場合には、関係人が多数おり、しかもマスコミ等の関心も高いので、専門家を関与させての実質的な争点整理を行うためには、非公開の場である程度人数を絞っての争点整理を行うことを当事者に了解してもらい必要があると思われる。

そして、上記のような類型の訴訟についての専門家の確保としては、専門委員、鑑定人ともに学会への推薦依頼が現実的であると考えられるが、この場合、各裁判体の個別の推薦依頼では困難が予想されることから、医事関係訴訟や建築関係訴訟のように最高裁を通じての学会への推薦依頼システムが構築されることが望ましいと思われる。また、裁判所による専門家の確保が難しいとなると、充実した争点整理を行うためには、当事者とりわけこの種情報偏在型の訴訟については情報をより多く有する被告側の協力を求めざるを得ず、被告を説得してその協力を取り付ける必要があるだろう。その上で、当事者に資料や文献等の早期提出を促した上で、専門家を同行させての説明会の開催等の方法により争点整理を行うことが考えられる。

【提出問題26】

(提出問題)

専門分野が細分化したため、専門委員や鑑定人に適する専門家が極めて限られるような場合や、専門的知見が当事者の一方に集中し、中立的専門家や一般的な文献が少ない場合、裁判所はどのような対応がとれるか。

(提出理由)

独創的な新規技術が問題になる場合や、原子力関係の事案などでは、十分な専門的知識を有し、かつ、中立的な立場にある専門家の確保が困難になることが推測される。また、このような場合、文献なども、数が少ない上に、特定の立場に立つものが多く、客観性の担保に困難を覚えることがあり得ると考える。

(意見)

双方当事者の主張をすりあわせ、争点を絞るとともに、当該専門分野外の専門家に理解できるよう、争点をいわば抽象化・一般化することが望ましい。早い段階で、できるだけ近い分野の中立的専門家に専門委員として参加を求め、素人である裁判官等との橋渡しをしてもらうのが望ましい在り方と思われる。

【提出問題27】

(提出問題)

科学技術上の論争が争点となる事件において、裁判所が更にとりうる方策ないし実務上の運用を改善すべき点として、どのようなものが考えられるか。

(提出理由)

科学技術上の論争が争点となる事件においては、裁判所としては、当事者に技術説明の機会を設けるとともに、専門委員の関与を検討し、可能な限り技術的問題についての基礎的な技術の理解から始めて、必要な先端知識に及ぶべく努力をしていると思われる。

民事訴訟では、主張立証責任のある当事者において、技術的な課題も含め裁判所に理解させる責任があると考えられるところではあるが、裁判所の体制整備は、諸外国と比べて決して見劣りするものではないものとは理解している。

それでもなお、未だ制度の活用が十分でない等の理由により、裁判所として更に審理運営等において工夫すべき点はあると思われ、これらにつき忌憚のないご意見をお聴かせいただければと思ひ出題した。

(意見)

現在の実務の運用に関しては、当事者満足度の高い民事裁判の実現を果たすため、科学技術等に関する争点については、必ずしも高度な技術的な争点に限らず、当該分野における技術常識についての理解を深めるため等であっても、積極的に専門委員の関与を検討してもよいのではないかと思われる。

【提出問題28】

(提出問題)

各種の専門的知見について、専門家ないし専門的研究機関等に関する具体的な研究分野や設立母体などの客観的情報、または、その情報収集の方策などを共有することはできないか。

(提出理由)

専門的・科学的知見を必要とする事件において、調査嘱託や鑑定を採用に際し、分野によっては、必要とされる知見を有する専門家ないし専門的研究機関を探すのが困難であることもあり、また、知見の内容によっては、当該専門家ないし専門的研究機関の評価が定まっていない場合もあり得ると思われるが、これに関する情報の収集が困難であることも予想される。各種の知見を有する専門家ないし専門的研究機関について、その設立母体などを含む客観的情報が容易に収集できれば、その探索に要する時間を短縮でき、その専門家等から得られる知見の内容や評価についても一定の予測をすることが可能になるなど、当該事件の審理において、有用ではないかと考えて出題した。

第4問2関係

【提出問題29】

(提出問題)

訴訟の結果が、当事者のみならず、より広い対象者に対する波及的効果を有する事案における訴訟資料の収集の在り方は、どうあるべきか。

(提出理由)

一つの事象が異なる影響・効果を有する場合（例えば、諫早湾の開門を漁業者が求める一方、農営者は開門に反対）や、広域にまたがる事業につき一部地域の関係者が訴訟を提起する場合（例えば、八ッ場ダムに係る各都県での支出差止等）等には、当該訴訟の当事者の権利・法益の観点のみならず、波及的に生ずる効果や、訴訟当事者以外の者の権利・法益への影響という観点にも配慮を要する場面もあると思われるが、当事者において、そうした資料を適切かつ十分に提出することは、必ずしも期待できない場合があると思われるため。

(意見)

個別事件の当事者が、多様な社会的利益を適切に資料化して、主張立証していない場合には、裁判所としては、① まずは、問題点を指摘して、当事者に積極的な資料収集・提出を促すことになるが、② それでも、なお当事者が十分な主張立証をすることができないケースにおいては、調査嘱託等を活用することで、裁判所のイニシアティブにより、資料収集を図ることも重要であると考えられる。

この点は、判断が当事者のみならず、国民一般にも波及するような事案（いわゆる政策形成訴訟など）において、法解釈・判断の基礎とすべき事実（立法事実、社会的事実等）の訴訟資料化の場面についても同様であると思われる。なお、立法論として、英米法における「法廷の友」(amicus curiae)のような制度の導入を指摘する意見もあるが、当事者以外の第三者のイニシアティブで意見・資料等を提出することができることになると、訴訟が政争・政治的議論の場として利用されることになるなどの弊害も危惧されるので、導入の可否については、メリット・デメリットをふまえた十分な検討を要すると考える。

【提出問題30】

(提出問題)

確立した要件や効果も定まっていない新たな権利を主張し、損害賠償や差止め等を求めている訴訟における審理方針について

(提出理由)

上記のような訴訟では攻撃防御の対象となる要件事実の把握が困難である。また、このような訴訟では、当事者及び代理人が多数になる傾向がある上、訴訟の係属自体に社会の関心を集め、当事者が常に公開法廷での審理を望む場合がある。

(意見)

- 1 三段論法の大前提となるべき規範そのものが生成中の権利である場合には、法創造の領域に踏み込まざるを得ない。裁判所としては、予断をもたず、これまでの理屈では原告勝訴は難しいと思われるような事案でも、誠実に主張を聞く姿勢を持ち、結論の具体的妥当性の観点からも事案を吟味し、結論を出すほかはない。
- 2 しかし、民事裁判の果たす役割という観点からは、司法の限界があるのであり、いわゆる政策形成的な訴訟において、民主的正統性がない裁判所としては、実体的な政策判断そのものの妥当性に立ち入るよりも、政策形成に至った手続面の適法性の問題の方が判断しやすいのではないかと思う。
- 3 どのような事件でも、民事訴訟の理念は、適正かつ迅速に紛争解決のための裁判所の判断を示すことにあり、そのためには早期に争点を確定する必要がある。事案の性質上、合議体による審理は当然として、進行協議を活用し、当事者と口頭で議論を重ね、争点を把握し、早めにおおよその審理計画を立て、当事者と手続的な目標を共有するとともに、準備書面の出し方、書証の提出方法等も後日整理がしやすいよう予め合意しておく。なお、当事者が望むときは、時間を制限した上で、第1回期日の本人の意見陳述等もやむを得ないが、その法的な位置づけを確認しておく必要がある。
- 4 その他、当事者多数の場合には、証拠調べや和解などで受命裁判官を活用することや、定型的な和解基準を作成するなどして、効率化を図ることが考えられる。

【提出問題31】

(提出問題)

金融派生商品にかかる訴訟について

(提出理由)

近時、金融派生商品（デリバティブ）が多数開発され、訴訟となるケースも多いが、それらの商品の数理的な理解や海外事情も含めた個々の商品のリスクの程度を把握することは容易でなく、例えば、先行する金融派生商品を含めた他の金融商品との対比においてその商品の特徴を理解するのに相当の時間と労力を要する。

このような類型の事件についての適切な審理のあり方について協議したい。

(意見)

公表された先行裁判例の集積の乏しい商品については、訴訟代理人自身もその商品の仕組みを理解するのに相当期間を要するケースもあり、係属中の事件を含めて、他のどの裁判所に同じ商品についての事件が係属しているかを知る方法、さらに、商品についての客観的な情報を融通し合える方法があれば有益であると考えます。

第4問3関係

【提出問題32】

(出題問題)

被告が極めて多数にわたり、審理方針も一致しない大規模訴訟において、計画的な審理、特に被告の立証方針を早期に把握するためには、どのような工夫が必要か。

(出題理由)

政策形成訴訟で原告も多数であるが、被告も請求認容されそうな相手を全て訴えたような場合、被告も国や大企業のみならず、元請け、下請け、個人事業主に至るまで多種多様であり、被告の立証方針がばらばらで、計画的な審理に多大な支障となる。政策形成訴訟の場合、原告は弁護団が組まれたりして、意志統一が図られやすいが、被告が前記のように、多種多様な法人等の場合、代理人もばらばらである。そこでこのような訴訟で、特に被告に早期な立証方針を示してもらうためにはどうしたらよいか、ご教示いただきたく出題した。

(自分の意見)

被告が多数で、法人の性質等もばらばらの場合、早期の審理方針を立てるには、被告の早期の立証方針を立ててもらふ必要がある。そのためには、やはり代表となってもらふ形の被告を見出してまとめていく必要があるのではないが、しかしながら、一連の活動を通じて比較的一体となっている原告に比して、被告はばらばらなので、どのような過程を経て代表者となるような存在を決めてもらうかも難しい。

国が被告の場合、大企業が被告の場合、大規模訴訟の経験豊富な弁護士を多数抱えている代理人がいる場合等では、これらの者に被告らの中心として働いてもらうよう働きかけるのが肝要であり、そのことによって、早期に被告らの審理方針を固めてもらうことができるものと考ええる。

また、時期を見て手続を分離することも考えられると思うが、原告の主張立証が重複しかねないことから問題があり、その前提としても、被告らそれぞれの立証方針を早期に明らかにしてもらう方策を講じる必要があると考える。

【提出問題33】

(提出問題)

複雑困難事件が同時に複数係属している場合の審理について、どのような工夫の仕方があるか

(出題理由)

合議の開廷日が週1日である場合に、複雑困難事件が同時に複数係属すると、証拠調べに相当の期日が必要となり、他の事件の審理にも大きく影響する。審理計画を立てたとしても、開廷日が物理的に制限されている以上、審理の促進には限界がある。

このような事情の下で、どのような工夫が可能か、ご教示願いたい。

(意見)

裁判官を増員し、開廷日を増やせば、ある程度の解決は可能であろうが、それに先立ち、当該事件だけではなく、係属している全事件の進行を踏まえて、審理計画を立てることが必要であると思われる。ただし、これとても、他の事件へのしわ寄せが生じることは避けがたい。根本的な打開策は、現在のところ見つけられていないことから、各研究員の工夫例等をご教示願いたい。

【提出問題34】

(提出問題)

政策形成訴訟等では、原告が、原告本人あるいは代理人弁護士による意見陳述を求める場合が多いが、どの程度許容すべきか。

(提出理由)

従前、原告側が、第1回期日において原告本人による意見陳述を行うことを求め、それを認める運用が多かったと思われるが、近時、第1回期日だけにとどまらず、毎回、原告本人または代理人弁護士あるいはその両方の意見陳述を求める場合があり、被告側がそれに対して異議を述べる場合もみられる。

弁論ではないということを確認した上、時間及び人数を限定して許容する扱いをすることもあるが、法廷がパフォーマンスの場になる懸念や被告側に不公平感を抱かせる懸念もあるため、どの程度許容すべきかについてご意見をおうかがいしたい。

(意見)

意見陳述は、政策形成訴訟などの大型訴訟においては、原告が希望する理由も理解できるため、一切許容しないという扱いをする必要はないと考えるが、無限定に行うことを許容すると、上記の提出理由のような懸念を生じさせることになる。

そこで、意見陳述については無限定に行うべきではなく、まず、早い段階、すなわち第1回期日前あるいは第1回期日で、意見陳述の希望を確認し、時期、人数、時間等について調整をするべきだと考える。また、その場合、原告の数や事案の内容にもよると思われるが、第1回期日のみ、あるいはそれに加えて第2回期日まで、人数は1人あるいは2人、といった制限をしてもよいと考える。

(参考資料)

諫早湾干拓訴訟について

1 事案の概要

諫早湾干拓訴訟には以下の3件がある。

(1) 佐賀地裁訴訟（福岡高裁）

諫早湾土地改良事業として設置された堤防の撤去（予備的に排水門の開放）及び損害賠償を求めた事件であり、平成14年に諫早湾干拓工事差止仮処分が申請され、保全異議、保全抗告、許可抗告と最高裁まで争われたが、差止めは認められなかった。

一方本案訴訟は、平成14年に佐賀地裁に提起され、平成20年に一部原告との関係で、排水門の開門（予備的請求）を認めた。

福岡高裁では、漁業行使権の侵害を肯定した上、潮受堤防の撤去をすることは、高潮時や洪水時の防災機能が全て失われることになり、請求を認容するに足りる違法性は認められないと判断。他方、潮受堤防の防災機能は限定的であり、潮受堤防の締切は必要不可欠であるとはいえず、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認容するに足りる程度の違法性が認められるとした。

被告は上告せず、上記判決は確定した。

(2) 長崎地裁訴訟

諫早湾土地改良事業として設置された排水門の開放及び損害賠償を求めた事件であり、平成20年に長崎地裁に提起された。損害賠償請求については、漁業補償を受けていない16人について一部業種の被害を認め、開門請求については、漁業行使権は漁業補償契約によりその一部が放棄または制限されたものであるから、諫早湾内の漁場環境が悪化したことを持って直ちに漁業行使権が違法に侵害されたとはいえないとして、開門を認めなかった。

原告、被告ともに控訴し、福岡高裁に係属中。

(3) 長崎地裁訴訟

諫早湾土地改良事業として設置された排水門の開放差止めを求めた事件であり、長崎地裁に係属中。

なお、平成23年9月23日に農水相が制限開門の方針を地元に伝えたのを受け、11月14日に、開門差止めの仮処分を申立てた。

2 原告の属性

- (1) 上記1(1)佐賀地裁の開門請求では、漁民が主な原告であり、その他一般市民が含まれていた。
- (2) 上記1(2)の長崎地裁の開門請求では、漁民が原告となっており、一部の原告は、佐賀地裁の開門請求の原告でもあった。
- (3) 上記1(3)の長崎地裁の開門差止請求では、干拓地農業者をはじめ、新干拓地の農地を所有し、これを新干拓地農業者らに賃貸している財団法人、漁業者及び干拓地周辺で標高が低い後背地の住民が含まれている。